

岩手県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第34号

岩手県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(郵送による証紙の買受けの特例) 第14条 [略] 2 広域振興局長は、証紙の売渡代金の納付があったことを確認したときは、岩手県収入証紙送付書（様式第9号・その1）を添えて、証紙買受申込書に記載された種類ごとの数量の証紙を郵送するものとする。 3 [略] (証紙の取扱手数料の交付) 第18条 [略] 2 前項の証紙の取扱手数料は、市町村又は売りさばき人が条例第5条第2項の規定により買い受けた証紙の月額に100分の3を乗じて得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。 3 [略]	(郵送による証紙の買受けの特例) 第14条 [略] 2 <u>前項の場合において</u> 、広域振興局長は、証紙の売渡代金の納付があったことを確認したときは、岩手県収入証紙送付書（様式第9号・その1）を添えて、証紙買受申込書に記載された種類ごとの数量の証紙を郵送するものとする。 3 [略] (証紙の取扱手数料の交付) 第18条 [略] 2 前項の証紙の取扱手数料は、市町村又は売りさばき人が条例第5条第2項の規定により買い受けた証紙の月額に100分の3を乗じて得た額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県収入証紙条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる第13条第2項又は第14条第2項の規定による証紙の売渡し（以下「証紙の売渡し」という。）について適用し、同日前に行われた証紙の売渡しについては、なお従前の例による。